

1 . 議事日程第 5 号

(平成20年第 6 回大口町議会定例会)

平成 20 年 6 月 19 日

午前 9 時 3 0 分 開 議

於 議 場

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第30号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてから、議案第41号 大口町道路線の認定についてまで(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(討論・採決)
- 日程第 4 議員提出議案第 2 号 介護職員の人材確保に関する意見書提出について(提案説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 農業委員会委員の推薦について
- 日程第 6 議案第43号 室内運動場改修工事請負契約について及び議案第44号 大口町立大口中学校新築工事(第3工区)請負契約について(提案説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

2 . 出席議員は次のとおりである。(1 5 名)

1 番	吉 田 正	2 番	田 中 一 成
3 番	柘 植 満	4 番	岡 孝 夫
5 番	宮 田 和 美	6 番	酒 井 廣 治
7 番	丹 羽 勉	8 番	土 田 進
9 番	鈴 木 喜 博	10 番	木 野 春 徳
11 番	齊 木 一 三	12 番	倉 知 敏 美
13 番	酒 井 久 和	14 番	吉 田 正 輝
15 番	宇 野 昌 康		

3 . 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4 . 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒 井 鎧	副 町 長	社 本 一 裕
教 育 長	井 上 辰 廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
健康福祉部長	水 野 正 利	環境建設部長	近 藤 則 義
会 計 管 理 者	前 田 守 文	教 育 部 長 兼 生涯学習課長	三 輪 恒 久
企画財政課長	近 藤 勝 重	学校教育課長	近 藤 孝 文

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	近 藤 登	議 会 事 務 局 次 長	佐 藤 幹 広
--------	-------	------------------	---------

開議の宣告

議長（吉田正輝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

環境建設部長より発言を求められておりますので、許可します。

環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） おはようございます。

6月17日の一般質問の中で、田中議員さんより御質問いただきました、大口町の農地の所有状況について答弁漏れがありましたので、御回答させていただきます。

土地の所有状況、町内農地のうちで、大口町在住の方が所有いただいている農地が全体の約78.4%、さらに町外の方が所有いただいている農地が全体の残り約21.6%となっておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

（午前 9時30分）

諸般の報告

議長（吉田正輝君） それでは日程第1、諸般の報告をいたします。

各常任委員長より、委員会審査報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第30号から議案第41号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（吉田正輝君） 日程第2、議案第30号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてから、議案第41号 大口町道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

各常任委員長から、委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長 柘植満君。

総務文教常任委員長（柘植 満君） 皆さん、おはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、去る6月10日、総務文教常任委員会に付託を受けました6議案と請願1件の審査内容と、その結果について御報告いたします。

委員会は、去る6月10日火曜日午前9時30分より10時45分まで第1委員会室において、委員全員と、説明員として町長初め関係職員の出席により開催いたしました。

付託を受けました議案は、既に本会議において説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

初めに、議案第30号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

特に質疑もなく、採決の結果、議案第30号は全員の賛成をもって可決されました。

続いて、議案第31号 大口町税条例の一部改正について。

これにつきましては、寄附金税制についての手続等の質問があり、事務手続は企画財政課で考えている。また、酒田市の例をたとえ、銀行で寄附金を町に払い込むと、町から寄附金を受領した旨の証明書が送られ、それを確定申告することになる。希望があればどこの市町村、県でも寄附は可能であるとの回答がありました。

また、住民税を来年10月より年金から引き落とすことによってどのような効果があるのか、また前納報奨金制度が廃止されると報奨金額はどれだけかとの質問があり、住民税の口座振替は65歳以上の納付対象者1,605人中870人の54.2%で、老年者が銀行に行く負担を軽くするためである。前納報奨金の制度は戦後の混乱時に社会情勢の関係で創設されたものであり、近隣5市2町の中で小牧と大口だけが手つかずの状態に残しており、続けていきたい気持ちもあるが、税の公平・平等性を考えると廃止することになる。前納報奨金の19年度の実績は、町・県民税で564万6,000円、件数2,108件、固定資産税が2,323万560円になっているとの回答がありました。

また、省エネ改修について質問がありました。

これについては、例えば30万円以上の工事を行い、固定資産税が全体で10万円の場合、翌年度1回限り建物120平米相当分に限るものの3分の1の3万3,000円が減免額になるという回答がありました。

そのほか特に質疑もなく、議案第31号は採決の結果、賛成多数をもって可決されました。

次に、議案第32号 大口町都市計画税条例の一部改正について。

都市計画税については、市街化区域の中にも整備すべきところがあるのでは。また、目的をもって中期的・長期的に計画をする必要があり、徴収することを考える時期に来ているのではないかという質問に対し、税率を見直すには目的税として住民に対して理解を得られるものが必要であり、現時点では考えてないと回答がありました。

そのほか特に質疑もなく、議案第32号は採決の結果、全員の賛成をもって可決されました。

次に、議案第33号 大口町手数料条例の一部改正について。

特に質疑もなく、採決の結果、第33号は全員の賛成をもって可決されました。

次に、議案第34号 大口町監査委員に関する条例の一部改正について。

特に質疑もなく、採決の結果、第34号は全員の賛成をもって可決されました。

次に、議案第36号 平成20年度大口町一般会計補正予算(第1号)(所管分)について。

これにつきましては、火災警報器の申請はどれだけかとの質問に、18年度から合計すると4,305基、50%を下回っている。補助は5月31日で終了したが、今後啓発を考えていると回答がありました。

学校教育では、北小学校の移転に伴う工事等の経過や通学路の変更をどうするか、早急に手を打つべきではないかなど、安全対策について質疑がありました。工事の経過については、6月2日に学校より最終報告での要望があり、それを踏まえて、設計業者の指名審査会が行われた。落札業者とともに再度保護者と意見交換し、よりよい学校を設計していきたい。建物の補助金については、北小学校必要面積から旧北部中学校の校舎面積4,544平米を引いた差792平米が補助金の対象になる。5,583万6,000円が新築部分に対する補助金として予定している。通学路については、道路施設の整備は県や警察等それぞれの領域で進めていかなければならない。通学路の変更はいろんな意見を聞きながら進めていきたいとの回答がありました。

そのほかにも質問があり、回答も適切に得ながら、所管分についての審査を終えました。

採決の結果、第36号は全員の賛成をもって可決されました。

次に、請願第1号「所得税法56条の廃止をもとめる意見書」提出を求める請願について。

採決の結果、賛成少数をもって、請願第1号は不採択することに決定いたしました。

以上で、付託を受けました6議案と請願1件の審査結果の御報告を終わらせていただきます。
議長(吉田正輝君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、健康福祉常任委員長 吉田正君。

健康福祉常任委員長(吉田正君) それでは、議長の御指名がございましたので御報告をいたします。

平成20年6月11日に行われた健康福祉常任委員会は、本会議で付託を受けた議案第35号から議案第39号までの5議案について協議をいたしました。

5議案とも、全員の賛成で可決すべきものと決しましたことをまず御報告をいたします。

続いて、議案第35号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑がありましたので御報告をいたします。

後期高齢者医療保険料が2年置きに見直される。団塊の世代が75歳を迎えるころには、保険料が2倍以上になるとの厚生労働省などの資料で明らかになっている。そうすると、後期高齢

者医療支援金の賦課限度額は、今は12万円とのことだが、将来どんどんふえていくのではないかと問いに対して、2年に一度ずつ保険料の見直しがあることは承知しているが、将来的な支援金の推移は把握していないとの答弁がありました。

以上で、健康福祉常任委員会に付託を受けた議案の結果についての報告を終わります。

議長（吉田正輝君） 健康福祉常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、環境建設常任委員長 鈴木喜博君。

環境建設常任委員長（鈴木喜博君） おはようございます。

議長の御指名を受けましたので、去る6月6日の本会議におきまして環境建設常任委員会に付託を受けました3議案の審査の内容と結果の報告をさせていただきます。

当委員会は、6月12日午前9時半より役場3階第1委員会室において、委員全員と酒井町長以下関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

付託を受けました議案につきましては、本会議において既に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

それでは、付託議案の順序に従って報告を申し上げます。

まず、議案第36号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第1号）（所管分）について。

都市計画事業基金の用途についての質問に対し、使い道はまだ確定していないが、都市計画事業に沿ったもの、また区画整理事業、余野の第1号公園の整備に充てたいとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第40号 大口町道路線の廃止について。

質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第41号 大口町道路線の認定については、質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、環境建設常任委員会に付託を受けました3議案の審査の内容と結果の報告とさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 環境建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で、委員長報告、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第30号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第30号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号 大口町税条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 議案第31号について反対の討論を行わせていただきます。

この議案は、特に個人住民税について、65歳以上の公的年金受給者から天引きをさせていただくという内容が中心であります。御承知のように、後期高齢者医療制度の導入によって、今、高齢者の皆さん、年金受給者の皆さんは、4月、6月と年金からその保険料が天引きされていることに対して、大変強い怒りを持っておられます。各種の世論調査、あるいは選挙を通じてこの怒りが非常に強いものであるということは、既に御承知のとおりであります。こうした年金受給者の皆さんに対して、さらに住民税まで天引きを来年10月からやるということがあります。果たして、このことが事前に国民にその内容がどうなのかというようなことで検討する時間などが与えられたのか。とりわけ高齢者の皆さんに、あらかじめそうしたことについての打診さえなかったのではないか。

後期高齢者医療制度の導入も、実は2006年の国会で決まったことであります。このときには、審議を中断して強行採決をするという手段でこれが強行されたのでありますけれども、いざ実施をしようという今の段になって、実は、そんなことはだれが決めたんだと。2006年のあ

のときに強行採決がされたんだということが今思い返されているわけでありますけれども、こうした税や保険料を年金から天引きするなどということについては、事前に国民の皆さんに問いかかけをし、その是非などについて、国民の声をしっかり聞いてから行うべきであります。そうしたこともなく、いきなり地方税法の改正が行われたということで、この本議会に提案をされたこと自体が非常に住民にとっては理解しがたい、そういうことだろうと思います。年金から天引きをされるということになりますと、納税の猶予など、納税者に与えられている権利、そういうものも損なわれる危険性が極めて強い、そういうふうに思われます。税の徴収については、納税者の皆さんの権利も十分に参酌をしながら丁寧に行わなければならない。そういう趣旨からすれば、余りにも乱暴な一部改正であると言わざるを得ません。

また、今度の改正の中には、株式の譲渡、あるいは配当益に対する軽減税率を廃止するという内容で、もとの20%に戻すという内容が含まれているわけでありますけれども、これについても、それぞれ500万円以下、あるいは100万円以下の場合には、あと2年間延長するという内容となっております。これらは、大資産家に対する優遇税制を引き続き維持するものであり、到底、庶民にとっては理解しがたい内容であることも指摘をして、私の反対討論とさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 議案第31号 大口町税条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い条例の一部改正を行うもので、改正の主な内容は、個人住民税を公的年金から特別徴収する制度の導入、個人住民税の寄附金税制の見直し、省エネ改修住宅に係る固定資産税の減額措置等であります。

まず、個人住民税を公的年金から特別徴収する制度の導入は、年金からの特別徴収により、年金受給者の納税の利便性と徴収事務の健全化を図るものであります。

次に、個人住民税の寄附金税制の見直しは、いわゆるふるさと納税と言われていたもので、市町村への寄附金に対して、住民税を税額控除するものであります。

次に、省エネ改修住宅に係る固定資産税の減額措置は、省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税を減額するものであります。

以上のように、本案は住民サイドに立った改正であります。よって、大口町税条例の一部改正につきましては適切なものと判断し、この議案に賛成するものであります。

議長（吉田正輝君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第31号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田正輝君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号 大口町都市計画税条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(発言する者なし)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第32号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号 大口町手数料条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第33号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号 大口町監査委員に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第34号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 議案第35号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の討論をさせていただきます。

まず、私は国民健康保険の運営協議会の委員でもあります。本会議の質疑の折にもそのことは紹介させていただきました。

国保運営協議会では、保険料など、議会で細かい審議がなかなかできないので、ここで専門的な協議をしていただくという説明を運営協議会委員のための国民健康保険必携などで厚生労働省が説明をいたしております。私は、この運営協議会の中で、全体の保険料を引き上げる提案ではなかったので、この国保運営協議会では後期高齢者医療支援金の限度額12万円については賛成をいたしました。

しかしながら後期高齢者医療制度そのものには、私は反対の立場であります。かかりつけ医制度による医療の制限や、「75歳になったら人間ドックの助成が受けられなくなった」、「保険料が国民健康保険よりも高くなってしまった」などの声が役場にも寄せられていることは御承知のとおりであります。

後期高齢者医療制度に伴って、国保税の軽減が今度の条例案に盛り込まれておりますけれども、5年という期限を区切ったものになっております。後期高齢者医療制度を廃止して、もとの老人医療制度に戻す法案が参議院で成立をしております。衆議院での審議が今待たれているところでありまして。大口町議会からも、後期高齢者医療制度についての反対の声を上げるためにも、ぜひこの条例案に反対していただきますよう、同僚議員の皆さんにお願いをし、私の討論を終わります。以上です。

議長 (吉田正輝君) 他にありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (吉田正輝君) 宮田和美君。

5 番 (宮田和美君) 賛成討論という立場で意見を述べさせていただきます。

ただいま議案第35号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

御承知のように、平成18年6月に公布された健康保険法等の一部を改正する法律により、医療保険制度の抜本的な改革が行われ、段階的に施行されているところでありますが、いよいよ本年4月からは、この改革の最大の柱であります75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度がスタートし、本格的な施行を迎えました。

また、国民健康保険制度におきましても、保険税の特別徴収の導入（年金からの引き落とし）、後期高齢者医療制度に伴います後期高齢者支援金の創設、退職者医療制度の廃止など、大きく制度の仕組みが変わります。こうした改正は、高齢者の医療費が高齢化の加速、医療の高度化により年々増大している状況から、世代間の負担の公平化を図り、将来にわたり持続可能で安定的な皆保険としての医療保険制度を構築していくことであると理解しております。

この条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額の設定、特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減措置を講じるものであり、適切なものと判断し、この議案に賛成するものであります。以上です。

議長（吉田正輝君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第35号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田正輝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第1号）について、討論に入ります。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第36号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第37号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第38号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号 平成20年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第39号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号 大口町道路線の廃止について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第40号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号 大口町道路線の認定について、討論に入ります。

ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田正君） 環境建設常任委員会の審査報告書によりますと、この議案第41号が「大口町の道路線の廃止について」というふうに書かれておりまして、認定についてでしたら私賛成をしたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長（吉田正輝君） 議会事務局長。

議会事務局長（近藤登君） 大変申しわけございません。早速、訂正して配付させていただきます。

議長（吉田正輝君） 議案第41号の採決に入ります。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号について（討論・採決）

議長（吉田正輝君） 日程第3、議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案第42号の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第42号の採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第2号について（提案説明・討論・採決）

議長（吉田正輝君） 日程第4、議員提出議案第2号 介護職員の人材確保に関する意見書提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井廣治君。

6番（酒井廣治君） おはようございます。

朗読をもって説明いたします。

議員提出議案第2号

介護職員の人材確保に関する意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年6月19日提出

提出者	大口町議会議員	酒井	廣治
賛成者	大口町議会議員	吉田	正
〃	大口町議会議員	柘植	満
〃	大口町議会議員	宮田	和美
〃	大口町議会議員	土田	進
〃	大口町議会議員	鈴木	喜博
〃	大口町議会議員	宇野	昌康

介護職員の人材確保に関する意見書

本格的な高齢化社会を迎え、介護サービスに対する国民の要求・期待はますます高まっており、介護を担う人材の安定的な確保は不可欠となっている。

しかし、介護労働者は低賃金、長時間労働、人手不足で休暇も取れないなど厳しい現実に直面し、このままでは生活できない、将来に希望が持てないなど、退職に追い込まれるケースが続出している。

後期高齢者・要介護認定者数の増加などから介護職員は大幅に増加が必要とされ、介護に携わる人たちがやりがいを持って働ける環境づくりは喫緊の課題である。

よって、介護職員が誇りと自信を持って働けるよう、また、安心して生活できるよう労働条件や福利厚生の上に全力を挙げ、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 全労働者の平均を大きく下回っている給与水準の是正、労働環境の整備など介護従事者の待遇改善の総合的な取り組みを進めること。
- 2 介護職員の人材確保に必要とされる要介護報酬のあり方を見直し、適正な報酬体系を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月19日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

衆議院議長 河野洋平
参議院議長 江田五月
内閣総理大臣 福田康夫
厚生労働大臣 舩添要一
総務大臣 増田寛也

以上です。

議長(吉田正輝君) お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、質疑を省略し、直ちに討論・採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

議員提出議案第2号について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第2号の採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

農業委員会委員の推薦について

議長(吉田正輝君) 日程第5、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。農業委員会委員の推薦については、議長において被推薦者を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。御供所一丁目201番地、江口宏君、高橋一丁目103番地、宮地計年君、外坪三丁目158番地、服部起代子君、下小口二丁目7番地、渡邊和則君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の方を推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方を推薦することに決定いたしました。

議案第43号及び議案第44号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(吉田正輝君) 日程第6、議案第43号 室内運動場改修工事請負契約について、及び議案第44号 大口町立大口中学校新築工事(第3工区)請負契約についてを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長(酒井 鉄君) 議長さんのお許しをいただきましたので、追加上程をさせていただきました議案第43号 室内運動場改修工事請負契約について、並びに議案第44号 大口町立大口中学校新築工事(第3工区)請負契約について説明をさせていただきます。

大口町立大口中学校の室内運動場並びに大口町立大口中学校新築工事(第3工区)請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、教育部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長(吉田正輝君) 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長(三輪恒久君) それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第43号 室内運動場改修工事請負契約について説明をさせていただきます。

この議案については、去る6月12日、入札執行いたしました結果、議会の議決を求める案件となりましたので、今定例会に追加議案としてお願いするものであります。

工事の概要といたしましては、既存校舎の取り壊し、2番目といたしまして、ペDESTリアンブリッジ、これは2階、3階の二層になっております。

議長(吉田正輝君) 暫時休憩をいたします。

(午前10時13分)

議長(吉田正輝君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時14分)

教育部長兼生涯学習課長（三輪恒久君） 工事の概要といたしましては、外壁・屋根等の塗装工事、それから2番目といたしましては、室内の床修繕工事、3番といたしましては、附帯工事があります。附帯工事の内容は、スロープの新設、トイレの改修、さらには2階の手すりとなっております。

契約の内容であります。1番、契約の目的、室内運動場改修工事。2番、契約の方法、指名競争入札。3番、契約金額、8,538万7,050円。4番といたしまして、契約の相手方、愛知県江南市古知野町牧森107番地、松岡建設株式会社、代表取締役 松岡一成。5としまして工期であります。契約の翌日から150日であります。

なお、参考資料といたしまして、別添に入札執行の資料を添付させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第44号 大口町立大口中学校新築工事（第3工区）請負契約について説明させていただきます。

この議案については、去る6月12日、入札執行いたしました結果、議会の議決を求める案件となりましたので、追加議案としてお願いするものであります。

工事の概要といたしまして、1番として、既存の校舎取り壊し、2番としましては、ペDESTリアンブリッジ、3番といたしまして、駐車場の整備2カ所、普通乗用車で60台を予定しております。それから4番といたしましては、外構工事、平和記念公園としまして2,300平米、第2運動場としまして3,700平米を予定しております。

契約の内容につきましては、1．契約の目的、大口町立大口中学校新築工事（第3工区）。2番としまして契約の方法、一般競争入札。3番としまして契約金額、1億8,900万円。4番としまして契約の相手方、名古屋市中村区名駅南三丁目2番11号、西濃建設株式会社名古屋支店 支店長 長谷川豊。5といたしまして工期、契約の翌日から平成20年12月10日までであります。

なお、別添に制限つき一般競争入札の執行調書を添付しましたので、よろしくお願いをいたします。

議長（吉田正輝君） これをもって、提案理由の説明を終了いたします。

議案精読のため、午前10時40分まで休憩といたします。

（午前10時17分）

議長（吉田正輝君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時40分）

議長（吉田正輝君） これより議案に対する質疑を行います。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承願います。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第43号 室内運動場改修工事請負契約について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） 議案第43号、44号を見比べてみますと、44号の方は、大口町立大口中学校新築工事ということで、きちんと名前が入っておるんですけども、議案第43号は、室内運動場ということだけでございますけれども、やはりこれはきちんと名称を入れた方がいいんじゃないかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 予算といたしましては、大口中学校屋内運動場改修工事という名前で予算をつけさせていただきました。それで、いろんな法令を見てみますと、学校教育法の中では、設置者は、校舎 校舎の中には普通教室・特別教室が入りますけど、校舎、運動場を設けなければならない。ほかに運動場にかわるべきものとして、体育館を設けることができるというふうになっております。

今度、同じ文部科学省なんですけど、補助金側からの名称にしますと、初めて屋内運動場という言葉が出てきます。法律では、屋内運動場という言葉は出てきませんでしたけど、初めて補助金の上で屋内運動場という言葉が出てきます。ほかに出てくるのが体育館という言葉が出てきました。どれが一体正しいんだろうということで、私どもも迷ったわけなんですけど、最終的に予算と違う名前の「室内運動場」という言葉をつけさせていただきました。なお、私が子供のころに北小学校では、体育館のことを講堂と呼んでいました。ですから、屋内運動場というのは、雨天時の運動場だと思いますけど、屋内運動場、室内運動場、講堂、それから体育館と名称が四つぐらい、全国にはあるだろうというふうに思います。よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） ちょっと、私の質問を勘違いされているかなと思います。頭に大口町立

大口中学校の室内運動場というふうな名前を入れた方がわかりやすいんじゃないかということ
を言っておるんですけれども、44号を見てみますと、ちゃんと名称が入っておりますので、44
号と同じように43号も入れていただいた方が、皆さんが見てどこの室内運動場だというような
ことを疑問視されることがないと思うんですね、きちんと入れておけば。ただそれだけでござ
います。

議長（吉田正輝君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） どうもありがとうございました。次回から注意させていただきます
しますので、よろしく願いいたします。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第43号の質疑を終了いたします。

議案第44号 大口町立大口中学校新築工事（第3工区）請負契約について、質疑に入ります。
ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） まずお聞きしたいのは、入札執行調書というのを見ると、制限つき一般
競争入札執行調書というふうに名前がついているんですが、議案の44号の方に戻っていただ
くと、契約の方法が一般競争入札というふうになっておりますけれども、これはどういうことな
んでしょうか。制限つきということですので、何か一定の制限をつけられたんだろうというふ
うに思うんですけれども、どういう制限をつけられた入札だったんでしょうか。制限つきとい
うことは、制限に基づいて、制限があるからということで辞退された業者というのは辞退され
たんでしょうか。どういうふうなんでしょうか、お教をいただきたい。

それからもう一つは、大口中学校の第3工区についての請負契約については、契約の翌日か
らですから、いつ契約になるのか知りませんが、とにかく終わりだけは決まっておるん
ですね。平成20年12月10日までということで、終わりの日にちだけは決まっておるわけですけ
れども、そこら辺で、無理な工期になるようなことは実際ないのかどうか、そこら辺のところ
も心配ですので、ぜひお教をいただきたいと思います。以上です。

議長（吉田正輝君） 企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） ただいま御質問いただきました制限につきまして、どんな制限
があるのかということでございますが、経営事項審査の総合評定値が1,100点以上の業者とい
うことで制限させていただいております。それで、辞退につきましては、積算上、予定価格以

上になったということで、事前に辞退の届け出が2社ありました。

あと、契約につきましては、6月23日、来週の月曜日に予定しております。以上です。

議長（吉田正輝君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

契約の翌日から150日という御質問に無理なことはないかということですが、まず150日と設定させていただきましたのは、現在行われております第2工区の工期末の最終日が12月10日になっております。それに合わせたのがこの12月10日ということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、無理な工期ではないかということですが、気になりますアスベストの方、早速、業者の方が検査しております。それによって、目標は8月中に解体、それから少し日にちを取って9月いっぱい、最悪の場合、10月を想定しております。また、工期延長のないように現場と打ち合わせをしながら監督をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） たしか校舎の西館だったですか、前壊されたところは。西館を壊されたときに、アスベストが出てきたということで、これが問題になったというふうに私記憶しているわけですがけれども、今度の取り壊す部分については、アスベストが出てくるようなことも当然想定されているわけですね。それについては、既に把握してみえるのでしょうか。

議長（吉田正輝君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 今回の第3工区のアスベストのあり方につきまして、昨日、落札業者であります西濃建設と打ち合わせを担当の方が行っております。そのときに、前回調査させていただきましたアスベストの資料に基づきまして、西館の解体工事期におけますアスベストの諸問題につきまして、話はしております。その中で、今回、含有量が1%から0.1%というふうに規制の対象になっておるのは、先方さんも御存じでありまして、その旨を今回伝えさせていただいております。ですから、早急にアスベストの調査をしていただいて、その旨を報告していただくという予定になっております。よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） ちょっと聞いておきたいのは、まず、大口町の方の予定価格の問題なんですけれども、その積算の段階で、アスベストの処理というものも当然含んで積算をされてみえるというふうには思うんですけれども、積算価格と予定価格とは違いはないんですか。一定

の部切りというようなことはされていないのでしょうか。そこら辺はどうですか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 設計金額につきましては2億640万、予定価格につきましては2億433万6,000円であります。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 参考に教えていただきたいんですが、ただいま課長の方からは、制限つきということは、総合評定値を1,000点以上にしたということですが、ちなみに、大口町の業者ですと、最高どのぐらいの点数をお持ちなんですか。

それから、この1,000点というのは、設定された考え方もあわせて教えていただきたいと思っています。

議長（吉田正輝君） 企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） 町内につきまして、今一番高い点数につきましては、佐伯総合建設尾張支店、1,084点でございます。今回の定めました基準というのは1,100点以上でございます。今回、どうしてこの1,100点にしたかということなんですけれども、第1工区、第2工区とも1,200点以上で制限をかけました。今回、名古屋地下鉄談合の関係で、大手ゼネコン等28社が本年9月まで指名停止になっておりますので、そこも考慮しまして、100点下げまして1,100点ということで、今回制限つき入札を実施しました。以上です。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） 質疑もないようですので、これをもって議案第44号の質疑を終了いたします。

続いて、討論・採決に入ります。

続いて、議案第43号 室内運動場改修工事請負契約について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 討論なしと認めます。

議案第43号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 大口町立大口中学校新築工事（第3工区）請負契約について、討論に入

ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

議案第44号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査の申出書について

議長(吉田正輝君) 日程第7、常任委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

各常任委員長から大口町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉会の宣告

議長(吉田正輝君) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成20年第6回大口町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時10分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 吉 田 正 輝

大口町議会議員 酒 井 久 和

大口町議会議員 宇 野 昌 康